

なかだ訪問看護ステーション利用料金のご案内 <介護保険>

(2021年4月1日より適用)

① 基本利用料（1回あたり） ※地域区分別1単位の単価（6級地）：10.47円

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は原則として基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担（10割負担）となります。

介護度区分	訪問する人	所要時間	訪問看護費 単位数	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
要介護 1～5の方	看護師・保健師	20分未満	319 単位	332 円	664 円	997 円	
		30分未満	476 単位	495 円	991 円	1,487 円	
		30分以上60分未満	827 単位	861 円	1,723 円	2,585 円	
		60分以上90分未満	1,131 単位	1,178 円	2,357 円	3,535 円	
	理学療法士等 (リハビリ)	20分以上 (20分×1回)	299 単位	311 円	623 円	934 円	
		40分以上 (20分×2回)	598 単位	623 円	1,246 円	1,869 円	
60分以上 (20分×3回)		810 単位	844 円	1,688 円	2,532 円		
要支援 1・2の方	看護師・保健師	20分未満	308 単位	320 円	641 円	962 円	
		30分未満	456 単位	475 円	950 円	1,425 円	
		30分以上60分未満	798 単位	844 円	1,688 円	2,532 円	
		60分以上90分未満	1,093 単位	1,138 円	2,277 円	3,416 円	
	理学療法士等 (リハビリ)	20分以上 (20分×1回)	289 単位	301 円	602 円	962 円	
		40分以上 (20分×2回)	578 単位	602 円	1,204 円	1,806 円	
		60分以上 (20分×3回)	444 単位	462 円	925 円	1,387 円	
		12月超	20分以上 (20分×1回)	284 単位	295 円	591 円	887 円
		12月超	40分以上 (20分×2回)	568 単位	591 円	1,183 円	1,775 円
		12月超	60分以上 (20分×3回)	429 単位	447 円	894 円	1,341 円

※夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）は25%、深夜（22時～翌朝6時）は50%が訪問看護費単位数に加算されます。
 ※看護師による20分未満の訪問看護は特定の場合のみ利用可能です。また理学療法士によるリハビリは1週あたり6回までとなります。
 ※利用者負担額には「サービス提供体制強化加算（6単位）」が含まれています。

② 加算（病状やご希望の契約内容により、①に以下の料金が加算されます。）

加算の種類	内 容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	過去2か月間に訪問看護を受けていない場合で、新たに訪問看護計画書を作成した場合に、初回訪問月に1回算定。	300 単位	313 円	626 円	938 円
退院時共同指導加算	入院入所中に退院時共同指導を行った場合に、退院退所後の初回訪問日に加算します。	600 単位	626 円	1,251 円	1,876 円
緊急時訪問看護加算（月額）	利用者又はその家族が緊急時の訪問看護や営業時間外でも電話相談のできる体制を希望し、加算の同意をした場合。	574 単位	599 円	1,197 円	1,795 円
特別管理加算 I（月額）	利用者が厚生労働大臣が定める状態に該当する場合	500 単位	521 円	1,042 円	1,563 円
特別管理加算 II（月額）	利用者が厚生労働大臣が定める状態に該当する場合	250 単位	261 円	521 円	782 円
ターミナルケア加算	死亡日、及び死亡日前14日以内に1日以上訪問看護を実施した場合に死亡月に算定。（※対象：要介護1～5の方）	2,000 単位	2,084 円	4,168 円	6,252 円

③ その他利用料（保険給付対象外） ※消費税別

交通費	300 円	加須市を超えた地点からの移動距離が5km以内の方へ訪問した場合。1回の訪問につき算定。
	500 円	加須市を超えた地点からの移動距離が5km以上10km以内の方へ訪問した場合。1回の訪問につき算定。
エンゼルケア	10,000 円	ご希望により死後の処置を行った場合

厚生労働大臣が定める状態

特別管理加算 I	<input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算 II	<input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を超える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なかだ訪問看護ステーション利用料金のご案内 <医療保険>

なかだ訪問看護ステーション
(2020年4月1日より適用)

① 基本利用料 (1回あたり)

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は加入する健康保険別の割合に応じてご負担いただきます。

訪問回数 (所要時間：概ね30分～90分)			基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
月の初日の訪問日			5,550 円	7,440 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円
月の 2日目以降 (1日につき)	看護師等による場合	週3日まで	5,550 円	3,000 円	860 円	1,710 円	2,570 円
		週4日以降	6,550 円		960 円	1,910 円	2,870 円
	理学療法士等による場合		5,550 円		860 円	1,710 円	2,570 円

※医療保険における訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなっています。
ただし、疾患名等によっては、複数回の訪問や90分以上の訪問、週4日以上訪問が可能です。

② 加算 (病状やご希望の契約内容により、①に以下の料金が加算されます。)

加算の種類	内 容	単価	1割負担	2割負担	3割負担	
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等(別表第7)の方への訪問	1日2回(1日につき)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		1日3回以上(1日につき)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急時訪問加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合。(1回につき)	2,650 円	270 円	530 円	800 円	
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等(別表第7及び第8)の方に同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
夜間・早朝訪問看護加算	午後6時～午後10時、午前6時～午前8時に訪問した場合	2,100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時に訪問した場合	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
24時間対応体制加算(月額)	必要に応じ緊急訪問看護を行う体制にある場合	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円	
特別管理加算(月額)	厚生労働大臣が定める疾病等の方(別表第8の②～④)	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
特別管理加算・難(月額)	厚生労働大臣が定める疾病等の方(別表第8の①)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
退院時共同指導加算	入院入所中に主治医等と在宅療養指導を行い、その内容を文書で提供した場合。(別表第7の方は+2,000円)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
情報提供療養費(月1回まで)	利用者の同意を得て行政・学校・主治医に情報提供した場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円	
ターミナルケア加算	死亡日、及び死亡日前14日以内の計15日間に2日以上訪問し、ターミナルケアを実施した場合に死亡月に算定。	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	

③ その他利用料 (保険給付対象外) ※消費税別

交通費	300 円	加須市を超えた地点からの移動距離が5km以内の方へ訪問した場合。1回の訪問につき算定。
	500 円	加須市を超えた地点からの移動距離が5km以上10km以内の方へ訪問した場合。1回の訪問につき算定。
エンゼルケア	10,000 円	ご希望により死後の処置を行った場合

【厚生労働大臣が定める疾病等】

別表第7 (難病等複数回加算、複数名訪問看護加算、退院支援指導加算の対象者)

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋委縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病〔ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る〕) ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群) ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

別表第8 (特別管理加算、複数名訪問看護加算の対象者)

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
④ 真皮を超える褥瘡の状態又は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している(点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる)状態